◇鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例の新設について

1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、重点整備地区における高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な信号機等の基準について条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

2 条例の概要

(1) 重点整備地区において高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進を図るために設ける信号機、道路標識及び道路標示に関する基準は、次のとおりとする。

ア 信号機 次のいずれかに該当するものであること。

- (ア) 音響信号機
- (イ) 高齢者、障がい者等が横断するために必要な時間青信号を表示している信号機
- (ウ) 歩行者用青信号の表示の残時間を表示する信号機
- (エ) 歩車分離式信号機
- イ 道路標識 反射材料を用い、又は夜間照明装置を施したものであること。
- ウ 道路標示 次のいずれかに該当するものであること。
 - (ア) 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示
 - (イ) 視覚障がい者の誘導を行う突起のある横断歩道の道路標示
- (2) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県防災会議条例の一部改正について

1 条例の改正理由

災害対策基本法の一部が改正され、都道府県防災会議の委員に自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから知事が任命する者が加えられたことに伴い、委員の数について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県防災会議の充て職以外の委員の数を全体で60人以内(現行 県職員12人以内、市町村長等4人以内、指定公共機関等の役職員26人以内)とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県税条例の一部改正について

- 1 条例の改正理由
 - (1) 森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てるため に課す森林環境保全税の適用期間を延長する。
 - (2) 産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるために課す産業廃棄物処分場税の適用期間を延長する。
- 2 条例の概要
 - (1) 森林環境保全税に係る県民税の均等割の税率の特例の適用期間を5年間延長し、個人にあっては平成29年度(現行 平成24年度)までの各年度、法人にあっては平成30年3月31日(現行 平成25年3月31日)までの間に開始する各事業年度等を対象とする。
 - (2) 産業廃棄物処分場税の適用期間を5年間延長し、平成30年3月31日(現行 平成25年3月31日)までの 最終処分場への搬入を課税対象とする。
 - (3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、公布日とする。ただし、(2)に関する事項は、規則で定める日から施行する。

◇鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

麻薬、覚醒剤といった禁止薬物だけでなく、いわゆる脱法ハーブ等の使用が社会問題化している状況にある ことに鑑み、これらの薬物の不正使用を誘発する図書類の販売等を自主規制の対象とする等所要の改正を行 う。

2 条例の概要

- (1) 青少年に販売、観覧等をさせないよう努めなければならない図書類、興行等に、脱法ハーブ等のみだり に使用すると人の健康に被害を生ずるおそれのある物の使用をあおり、唆し、又は助けることを内容とする ものを加える。
- (2) 青少年のインターネットの利用に当たってフィルタリング機能の対象とすべき有害情報に、(1)の内容のものを加える。
- (3) 施行期日は、平成25年1月1日とする。

◇鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

国民健康保険法の一部が改正され、市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため県が交付する交付金の 総額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 調整交付金の総額は、算定対象額の100分の9 (現行 100分の7) に相当する額とし、そのうちの特別 調整交付金は、算定対象額の100分の3 (現行 100分の1) に相当する額とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とし、平成24年度の財政調整交付金から適用する。

◇鳥取県石綿健康被害防止条例の一部改正について

1 条例の改正理由

石綿含有材料等の有無に関する事前調査を適切に行わないまま解体等工事に着手している事例が見受けられることに対処するため、解体等工事を施工する者に事前調査の結果の記録の保存を義務付けるとともに、記録の保存等を行わないで解体等工事を施工している者に対し工事を一時停止し、調査の結果を報告する旨の勧告又は命令を行う等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 解体等工事を施工する者は、石綿含有材料等の有無に関する事前調査の結果の記録を保存しなければならない。
- (2) 知事は、事前調査の結果の記録の保存等を行わないで解体等工事が施工されていると認めるときは、 解体等工事を施工する者に対し、期限を定めて、当該工事を一時停止し、調査の結果を知事に報告するよう 勧告することができる。
- (3) 知事は、(2)の勧告を受けた者が当該勧告に従わないで解体等工事を行っているときは、期限を定めて、当該工事を一時停止し、調査の結果を知事に報告するよう命ずることができる。
- (4) (3)の命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。また、(2)の勧告又は(3)の命令を受けた 者が当該勧告又は命令に従わないときは、その旨を公表することができる。
- (5) 石綿粉じん排出等作業の実施の届出の対象となる建設工事を規則で定める一定規模以上のものに限定する。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成25年1月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。